

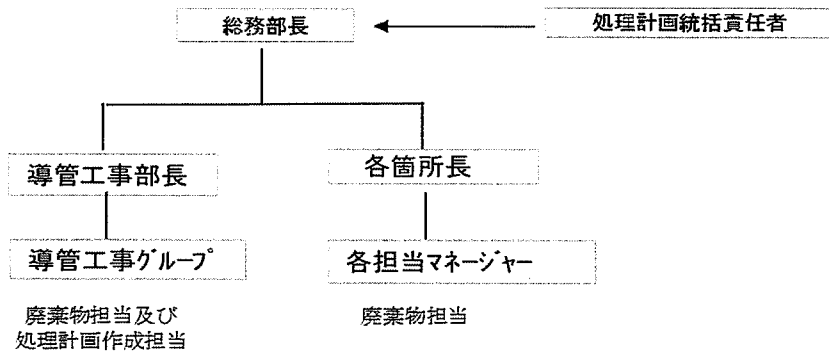
様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書		2025年 6月 30日
千葉市長	殿	
	提出者 住 所 千葉県船橋市市場3丁目17番1号 氏 名 株式会社ケイハイ 代表取締役 船木 隆志 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 047-460-0813	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	千葉市管轄内工事・株式会社ケイハイ	
事業場の所在地	船橋市管轄区域内・船橋市市場3-17-1	
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	D06-総合工事業	
②事業の規模	137億円（57期）	
③従業員数	446名（社員363名、外注者83名）※2025年3月現在	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	排出現場 -アスファルト・コンクリートがら -汚泥・建設汚泥・廃アルカリ -路盤廃材 委託処理 (再生利用) 委託処理 (最終処分)	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) アスファルトがら等の産業廃棄物はガス管理設工事等で排出されるが、適正な工事範囲を計画し、計画以上の廃棄物の排出が発生しない運用を図っている		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 当社事業で発生するアスファルトがら等の産業廃棄物に対し、工事計画時に適正量を計画し、効率的な施工を行うことにより廃棄物の排出量を抑制することを促進させる。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) アスファルトがら等の廃棄物に、骨材等の廃棄物が混合しないように分別している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状と同様に、廃棄物に他の廃棄物が混合しないように分別する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
	自ら行う産業廃棄物の再生利用の実績は無い		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
	自ら行う産業廃棄物の再生利用の計画は無い		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
自ら行う産業廃棄物の再生利用の実績は無い			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		
自ら行う産業廃棄物の再生利用の計画は無い			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	自ら行う産業廃棄物の再生利用の実績は無い		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	自ら行う産業廃棄物の再生利用の計画は無い		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	当社事業活動により発生するアスファルトがらは、すべて再生利用業者へ処分委託を行っている。 当社事業化t同により発生するその他の廃棄物は、再生できるものはすべて再生利用業者へ処分委託を行っている。		

	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類	別紙の通り	
		全 処 理 委 託 量	t	t
		優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
		再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
		(今後実施する予定の取組) 当社事業活動により発生するアスファルトがら等の廃棄物は、 再生処理が出来る処理業者への委託を目指す。		
	※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項								
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート がら	汚泥	建設汚泥	廃アルカリ混合物	路盤廃材		
	排 出 量	241.6 t	396 t	110 t	406.8 t	55 t	t	t
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート がら	汚泥	建設汚泥	廃アルカリ混合物	路盤廃材		
	排 出 量	235 t	390 t	105 t	406 t	50 t	t	t
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項								
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート がら	汚泥	建設汚泥	廃アルカリ混合物	路盤廃材		
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート がら	汚泥	建設汚泥	廃アルカリ混合物	路盤廃材		
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t	t	t	t	t	t
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項								
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート がら	汚泥	建設汚泥	廃アルカリ混合物	路盤廃材		
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート がら	汚泥	建設汚泥	廃アルカリ混合物	路盤廃材		
	自ら熱回収を行う 産 業 廃 棄 物 の 種類	t	t	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	t	t	t	t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項								
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート がら	汚泥	建設汚泥	廃アルカリ混合物	路盤廃材		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート がら	汚泥	建設汚泥	廃アルカリ混合物	路盤廃材		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t	t	t	t	t	t
産業廃棄物の処理の委託に関する事項								
①現状	【前年度（令和6年度）実績】							
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート がら	汚泥	建設汚泥	廃アルカリ混合物	路盤廃材		
	全処理委託量	241.6 t	396 t	110 t	406.8 t	55 t		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	241.6 t	396 t	110 t	406.8 t	55 t	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t
②計画	【目標】							
	産業廃棄物の種類	アスファルト・コンクリート がら	汚泥	建設汚泥	廃アルカリ混合物	路盤廃材		
	全処理委託量	235 t	390 t	105 t	406 t	50 t		
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	235 t	390 t	105 t	406 t	50 t	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t	t	t	t	t